買出人登録要領

函館市水産物地方卸売市場（以下「市場」という。）における買出人の登録については，函館市水産物地方卸売市場条例（以下「条例」という。）第３１条の２条および函館市水産物地方卸売市場条例施行規則（以下「規則」という。）第３１条の２の規定のほか，この要領に定めるところによるものとする。

１　登録対象者

買出人の登録を受けることのできる者は，次に掲げる業務を営む者とする。

(1) 店舗等を有し，水産物を直接消費者に販売する業務

(2) 保健所長の営業許可を受けた飲食店等を営む業務

(3) 加工設備を有し，水産物を加工して販売する業務

２　登録申請書の添付書類

市長は，必要に応じて次に掲げる書類を提出させることができる。

(1) 企業（営業）の概要

(2) 誓約書

(3) 食品衛生法に基づく営業許可証等の写し

３　買出人の登録を受けられない者

市長は，登録申請書を提出した者が次の各号の一に該当するときは登録をしてはならない。

(1) 破産者（法人の場合は代表者）で復権を得ないものであるとき。

(2) 買出人の登録の取消しを受け，その取消しの日から起算して１年を経過しない者であるとき。

４　買出人の登録の取消し

市長は，買出人が次の各号の一に該当することとなったときは，登録の取消しを行うものとする。

(1) 買受代金の支払いが著しく遅滞している者であるとき。

(2) 転業，廃業その他の理由により仲卸業者から販売を受けることを廃止したとき。

(3) 前項第１号に該当することとなったとき。

5　名称変更等の届出

買出人は，次の各号の一に該当するときは，遅滞なく，買出人名称変更届出書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名もしくは，名称または住所を変更したとき。

(2) 商号を変更したとき。

(3) 仲卸業者から販売を受けることを廃止したとき。

6　意見の聴取

市長は，買出人の登録について，市場関係者の意見を聴くことができる。

附　則

1　この要領は，昭和６１年４月１日から施行する。

2　買出人登録実施要領（昭和５５年４月１日施行）は，廃止する。

3　この要領は，平成１７年３月７日から施行する。

附　則

この要領は，令和２年６月２１日から施行する

附　則

この要領は，令和７年１月２２日から施行する。